

## 西予市生ごみ処理機（容器）設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、西予市内の各世帯から排出される生ごみの減量化と堆肥としての資源化を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するため、市内に住居を有する家庭の生ごみを処理するために必要な生ごみ処理機及び容器（以下「処理機（容器）」という。）の設置者に対し、予算の範囲内で西予市生ごみ処理機（容器）設置事業補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、必要な事項を定めるものとする。

（交付要件）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次条に規定する補助対象となる処理機（容器）を購入し、設置した者で、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 市内に住所を有し、居住していること。
- (2) 市内の家庭で処理機（容器）を使用すること。
- (3) 自己の責任において、処理機（容器）の適切な管理ができること。
- (4) 処理機（容器）によってできた堆肥等の有効利用（再資源化）ができること。

（補助対象処理機・容器）

第3条 補助対象となる処理機（容器）は、一般家庭から排出される生ごみを、微生物活動又は乾燥装置により消滅させ、減量化させる電気式機械及び微生物分解式容器とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額、補助対象期間及び基数は、下記のとおりとする。

- (1) 電気式生ごみ処理機  
本体購入価格（消費税を含む）の2分の1以内とし、20,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。  
補助対象期間及び基数は1世帯あたり5年間に1基とする。
- (2) 手動式生ごみ処理機  
本体購入価格（消費税を含む）の2分の1以内とし、5,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。  
補助対象期間及び基数は1世帯あたり5年間に2基とする。
- (3) 微生物式生ごみ処理容器（コンポスト）  
本体購入価格（消費税を含む）の2分の1以内とし、3,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。  
補助対象期間及び基数は1世帯あたり3年間に2基までとする。
- (4) 微生物式生ごみ処理容器（ボカシ用バケツ）  
本体購入価格（消費税を含む）の2分の1以内とし、1,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。  
補助対象期間及び基数は1世帯あたり3年間に2基までとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西予市生ご

み処理機（容器）設置事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機（容器）の購入に係る領収書等の写し
- (2) 処理機（容器）の設置写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに西予市生ごみ処理機（容器）設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、西予市生ごみ処理機（容器）設置事業補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）により市長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条による請求書を受理したときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（協力義務）

第9条 交付決定者は、処理機（容器）を有効に活用し、生ごみの減量化及び資源化に努めるものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前条の規定による取り消しを行った場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消しに係る補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第45号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第27号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第116号）

この告示は、平成27年4月17日から施行する。

附 則（平成27年告示第57号）

この告示は、公布の日から施行する。